

石狩湾新港港湾計画書

— 改訂 —

平成27年7月

石狩湾新港港湾管理者
石狩湾新港管理組合

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成 9 年 1 0 月石狩湾新港地方港湾審議会
- ・ 平成 9 年 1 1 月港湾審議会第 1 6 4 回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成 1 6 年 5 月石狩湾新港地方港湾審議会
- ・ 平成 1 6 年 8 月石狩湾新港地方港湾審議会
- ・ 平成 1 6 年 1 1 月交通政策審議会第 1 2 回港湾分科会
- ・ 平成 1 8 年 3 月石狩湾新港地方港湾審議会
- ・ 平成 2 0 年 1 月石狩湾新港地方港湾審議会
- ・ 平成 2 0 年 3 月交通政策審議会第 2 9 回港湾分科会
- ・ 平成 2 1 年 6 月石狩湾新港地方港湾審議会
- ・ 平成 2 5 年 1 月石狩湾新港地方港湾審議会
- ・ 平成 2 5 年 2 月交通政策審議会第 5 1 回港湾分科会
- ・ 平成 2 5 年 1 0 月石狩湾新港地方港湾審議会
- ・ 平成 2 5 年 1 2 月交通政策審議会第 5 4 回港湾分科会

の議を経た石狩湾新港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
II	港湾の能力	5
III	港湾施設の規模及び配置	6
1	公共埠頭計画	6
2	水域施設計画	9
3	小型船だまり計画	11
4	臨港交通施設計画	12
IV	港湾の環境の整備及び保全	13
1	廃棄物処理計画	13
2	港湾環境整備施設計画	13
V	土地造成及び土地利用計画	14
1	土地造成計画	14
2	土地利用計画	15
VI	その他重要事項	16
1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の 拠点として機能するために必要な施設	16
2	大規模地震対策施設計画	17
3	港湾及び港湾に隣接する地域の保全	17

4	港湾施設の利用	17
---	---------------	----

I 港湾計画の方針

石狩湾新港は、北海道の日本海側に臨む石狩湾沿岸のほぼ中央、石狩湾に流入する石狩川と新川の間に位置し、昭和45年7月に閣議決定された「第3期北海道総合開発計画」及び昭和47年8月に北海道開発庁が策定した「石狩湾新港地域開発基本計画」において流通港湾として計画され、昭和48年4月重要港湾に指定された。平成6年に国際貿易港として開港して以降、平成9年に外貿定期コンテナ航路が開設され、平成23年には日本海側拠点港（LNG）に選定された。

石狩湾新港は、北海道の政治・経済の中心である札幌圏を背後に擁した、北海道日本海側を代表する国際貿易港である。平成26年における取扱貨物量（速報値）は、535万トン（外貿280万トン、内貿255万トン）、外貿コンテナ貨物は47,662TEUに達し、約3,000ヘクタールの開発規模を誇る石狩湾新港地域に集積する製造業や運輸・倉庫業等の物流拠点としての役割に加え、札幌圏の産業を支える拠点として、さらには北海道のエネルギー供給拠点として、その役割を着実に果たしてきている。

石狩湾新港の対岸は、経済成長の著しい東アジア地域や極東ロシア地域となっており、これら地域と札幌圏を結ぶ国際海上輸送の拠点としての役割や、農水産品をはじめとする「北海道の食」を中心とした国内海上輸送の拠点としての役割が期待されているとともに、本港及び小樽港がそれぞれの特性を活かしつつ連携し、北海道日本海側物流の効率化や災害時におけるリダンダンシー機能の確保が求められている。また、LNG輸入などをはじめとする北海道のエネルギー供給拠点として、更には、風力発電施設をはじめとする多種多様なエネルギーを利活用し、北海道民の生活や産業を支えていくことが期待されている。

近年、石狩湾新港地域における冷凍冷蔵倉庫をはじめとする企業集積に伴い、外貿コンテナ貨物が増加しており、コンテナの取扱機能の強化が求められている。また、札幌圏に立地する企業の競争力を支えるため、バルク貨物船の大型化などに対応した国際海上及び国内海上輸送機能の強化が求められている。加えて、取扱貨物の集約化による埠頭機能の再編や利用実態を見据えた計画的な施設の維持管理・更新が求められている。

石狩湾新港は、北海道内の人口が集中する札幌圏に位置することから、災害時における緊急物資輸送拠点としての役割が大きいほか、太平洋側港湾のリダンダンシー機能の確保が求められている。また、物流機能と調和した親水空間の確保や、海洋性レクリエーション機能の導入が求められている。

このような情勢に対応し、石狩湾新港地域に集積する企業の物流拠点として、また、札幌圏の経済と市民生活の安全・安心を支える交通基盤として、石狩湾新港の一体的かつ効果的な運営が促進されるよう、平成40年代前半を目標年次として、以下のように港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂するものである。

(1) 札幌圏を核とする日本海側の流通拠点港湾としての機能強化

- ① 対岸諸国等の経済発展の活力を取り込むため、外貿ユニットロード機能の強化を図り、物流の効率化等に寄与する。
- ② 企業の競争力を支えるため、バルク貨物船の大型化に対応し、輸送コストの低減を図る。
- ③ 港内に点在するリサイクル貨物の集約化等に対応するため、埠頭機能の再編を図る。
- ④ 背後地域や企業の要請に対応し、内貿ユニットロード機能を強化し、北海道日本海側における国内物流の活性化に寄与する。

- ⑤ 船舶の物資補給等の利用実態を踏まえ、既存施設の計画的な維持管理に配慮しつつ、港湾施設の機能転換を図る。

(2) 地域的特性を活かした産業の活性化を支える機能の強化

- ① LNGや再生可能エネルギー等の北海道を代表するエネルギー供給拠点として、多種多様なエネルギーの活用を推進する。
- ② 石狩湾新港地域内の冷凍冷蔵倉庫群等により、国内外の食料輸送の拠点化を推進する。
- ③ 臨海部活性化のため、新たな産業の立地を促進し、地域経済の活性化に寄与する。

(3) 環境との共生・循環型社会の形成

- ① アジア諸国との更なる静脈物流ネットワークの構築を目指し、循環型社会の形成に寄与する。
- ② 港湾活動における低炭素化の取組に向けた再生可能エネルギー源の利活用等に寄与するため、港湾の整備や管理運営に支障を生じない形で、風力発電施設の導入を図る。

(4) 防災機能の強化及び復旧・復興体制の構築

- ① 物流機能の継続や早期復旧に向けた港湾の事業継続計画（港湾BCP）の策定に取り組み、背後地域等と一体となり、自然災害のリスクに対応する。
- ② 大規模災害発生時において、札幌圏への緊急物資輸送を行うため、耐震性の高い港湾施設を確保し地域の防災力向上を図る。
- ③ 大規模災害に備え、復旧・復興の広域的な支援ができるよう、体制の構築を図り、安全・安心の確保に貢献する。

(5) 賑わいのある港湾空間・交流空間の形成

- ① 物流機能と調和した、親水空間の確保や海洋性レクリエーション

機能の導入を図る。

(6) 港湾空間のゾーニング

多様な機能が調和し、質の高い空間を形成するため、港湾空間を以下のように利用する。

- ① 東地区西部、花畔地区^{ばんなぐろ}及び樽川地区^{たるかわ}の中央水路沿い、西地区東部は、物流関連ゾーンとする。
- ② 中央地区、西地区中央部、本港地区西部は、エネルギー関連ゾーンとする。
- ③ 東地区東部は、緑地レクリエーションゾーンとする。
- ④ 花畔地区^{ばんなぐろ}西南部、樽川地区^{たるかわ}中央部及び東部は、港湾業務関連ゾーンとする。
- ⑤ 花畔地区^{ばんなぐろ}及び樽川地区^{たるかわ}西部は、生産ゾーンとする。
- ⑥ 花畔地区^{ばんなぐろ}及び樽川地区^{たるかわ}の海側一帯は、環境保全ゾーンとする。
- ⑦ 西地区西部は、廃棄物処理ゾーンとする。
- ⑧ 中央水路地区奥部は、留保ゾーンとする。

Ⅱ 港湾の能力

目標年次（平成40年代前半）における取扱貨物量を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿	900万トン
	内 貿	490万トン
	合 計	1,390万トン

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

港湾の多様な機能が調和し、質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の適切な維持管理とその有効利用を図りつつ、新たに港湾施設の規模及び配置を以下のとおり計画する。

1 公共埠頭計画

1-1 東地区

取扱貨物の集約化に対応するとともに、金属くず等の外内貿ばら積み貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 12 m 岸壁 1 バース 延長 240 m [新規計画] E T-4
埠頭用地 12 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地) [新規計画]

1-2 ^{ほんなぐる}花畔地区

(1) 外貿コンテナ埠頭

コンテナ貨物の需要に対応するため、外貿コンテナ埠頭を次のとおり計画する。

水深10m 岸壁2バース 延長370m (コンテナ船用)

[既設の変更計画] BT-1, 2

埠頭用地 11ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

(うち既設6ha) [既設の変更計画]

既設

花畔地区

水深10m 岸壁2バース 延長370m

埠頭用地 6ha

水深10m 岸壁3バース 延長510m

[既定計画] BT-5, 6, 7

埠頭用地 12ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

[既定計画]

1-3 ^{たるかわ}樽川地区

水深5.5m 岸壁2バース 延長200m

[既定計画] TT-6, 7

埠頭用地 2ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

[既定計画]

1-4 西地区

再利用資材や石灰石等の外内貿ばら積み貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深12m 岸壁1バース 延長240m [新規計画] WT-2
埠頭用地 7ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地) [既定計画]

2 水域施設計画

係留施設を含む埠頭の計画に対応して、航路及び航路・泊地、泊地を次のとおり計画する。

2-1 航路

中央航路 水深14～15m 幅員350m (工事中)

[既定計画の変更計画]

既定計画
中央航路 水深10～15m 幅員300～350m

2-2 航路・泊地

東地区

水深12m 面積28ha [既設の変更計画]

既設
東地区
泊地 水深10m 面積35ha

西地区

水深12m 面積15ha [既設の変更計画]

既設
中央航路 水深10m 幅員300m

中央水路地区

水深 10 m 面積 11 ha [既定計画]

2-3 泊地

東地区

水深 12 m 面積 1 ha [既設の変更計画]

既設
東地区
水深 10 m 面積 35 ha

西地区

水深 12 m 面積 1 ha [新規計画]

中央水路地区

水深 5.5 m 面積 3 ha [既定計画]

水深 10 m 面積 8 ha [既定計画]

3 小型船だまり計画

漁船、遊漁船のための小型船だまりを次のとおり計画する。

3-1 東地区

泊地 水深 3 m 面積 3 h a [既定計画の変更計画]

物揚場 水深 3 m 延長 1 2 0 m [既定計画の変更計画]

船揚場 延長 9 0 m [新規計画]

埠頭用地 1 h a [新規計画]

既定計画
物揚場 水深 3 m 延長 2 0 0 m
埠頭用地 1 h a

3-2 ほんなぐろ花畔地区

既定計画どおりとする。

既定計画
泊地 水深 4.5 m 面積 1 h a
物揚場 水深 4.5 m 延長 9 5 m
物揚場 水深 3 m 延長 4 1 0 m (うち 2 6 0 m 既設)
埠頭用地 3 h a (うち 2 h a 既設)

4 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

4-1 東地区

臨港道路船だまり線

起点 東地区船だまり 終点 臨港道路東線 2車線

[既定計画の変更計画]

既定計画
臨港道路船だまり線
起点 東地区船だまり 終点 臨港道路東線 2車線

4-2 花畔地区^{ほんなぐる}

臨港道路花畔幹線^{ほんなぐる}

起点 花畔埠頭^{ほんなぐる} 終点 道道小樽石狩通 4車線

[既設の変更計画]

既設
臨港道路花畔幹線^{ほんなぐる}
起点 花畔埠頭^{ほんなぐる} 終点 道道小樽石狩通 4車線

IV 港湾の環境の整備及び保全

1 廃棄物処理計画

本港において処理する廃棄物の種類及び量並びにその処理施設用地について、以下のとおり計画する。

- (1) 港湾において発生の見込まれる浚渫土砂合計 97 万 m³ を埋立処分するため、次のとおり海面処分用地を計画する。

東地区

海面処分用地 25 ha [新規計画]

中央地区

海面処分用地 17 ha [新規計画]

2 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について以下のとおり計画する。

- (1) 来訪者が集う賑わい空間として、緑地を次のとおり計画する。

東地区

緑地 6 ha [既定計画の変更計画]

(既定計画
東地区
緑地 4 ha)

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、港湾の多様な機能が調和し、質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

単位：h a

	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	公共用地	海面処分用地	合計
東地区	(13) 13			(1) 1		(6) 6		(25) 25	(46) 46
中央地区								(17) 17	(17) 17
花畔地区	(1) 1								(1) 1
樽川地区									
西地区	(7) 7								(7) 7
合計	(20) 20			(1) 1		(6) 6		(42) 42	(70) 70

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

単位：h a

	埠頭 用地	港湾関 連用地	工業 用地	交通機 能用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	公共 用地	海面処 分用地	合計
東地区	(45) 45			(3) 3		(7) 7		(25) 25	(80) 80
中央 地区					(52) 52			(17) 17	(69) 69
花畔 地区	(34) 34	67	646	(16) 93		(1) 502	(55) 55		(106) 1397
樽川 地区	(18) 18	321	336	(8) 73		(1) 528	(32) 32		(59) 1,308
西地区	(22) 22	(5) 5	(29) 29	(8) 8		(3) 3		(41) 41	(109) 109
合計	(119) 119	(5) 393	(29) 1,011	(35) 177	(52) 52	(12) 1,040	(87) 87	(83) 83	(421) 2,962

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

VI その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回新規に計画する施設及び既に計画されている施設のうち、本港が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

東地区

泊地 水深12m 面積1ha [既設の変更計画]

航路・泊地 水深12m 面積28ha [既設の変更計画]

岸壁1バース 水深12m 延長240m [新規計画] ET-4

西地区

泊地 水深12m 面積1ha [新規計画]

航路・泊地 水深12m 面積15ha [既設の変更計画]

岸壁1バース 水深12m 延長240m [新規計画] WT-2

2 大規模地震対策施設計画

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震災害が発生した場合に物資の緊急輸送、住民の避難等に供するため、大規模地震対策施設として計画する。

花畔地区

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 170 m [既定計画] B T - 7

水深 10 m 岸壁 1 バース 延長 170 m [既設] B T - 3

埠頭用地 3 ha (荷さばき施設用地) [既設]

臨港道路^{ほんなぐろ}花畔幹線

起点 ^{ほんなぐろ}花畔埠頭 終点 道道小樽石狩通 4 車線 [既設]

3 港湾及び港湾に隣接する地域の保全

大規模災害発生時における港湾物流機能の低下を最小限に抑えるとともに、早期機能回復を図るため、石狩湾新港関係者とともに「港湾の事業継続計画（港湾BCP）」の策定に取り組むこととする。

4 港湾施設の利用

(1) 物資補給等のための施設

作業船、避難船等の待機並びに物資補給の用に対応するため、既存施設を有効活用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

東地区

水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 130 m (物資補給岸壁)

[既設] E T - 2